

石巻市南浜マリーナ条例

(設置)

第1条 公共水域における秩序の維持、市民の生活環境の保全及び海洋性レクリエーション活動の健全な発展に資するため、石巻市南浜マリーナ（以下「マリーナ」という。）を石巻市南浜町一丁目143番1に設置する。

(開場時間及び休業日)

第2条 マリーナの開場時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

2 マリーナの休業日は、次のとおりとする。

(1) 水曜日。ただし、水曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日（その日が休日のときは、その翌日）

(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

3 前2項の規定にかかわらず、市長は必要があると認めるときは、開場時間及び休業日を変更することができる。

(利用の許可)

第3条 マリーナの施設（以下「施設」という。）を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ市長に申請し、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

3 プレジャーボート、ヨットその他の艇（以下これらを「艇」という。）を共有している者（以下「共有者」という。）が施設を利用しようとするときは、共有者を代表する者が第1項の許可を受けることで、共有者が当該許可を受けたものとみなす。

(許可の制限)

第4条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を許可しないものとする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあるとき。

(2) マリーナの設置目的に合致しない利用がなされるおそれがあるとき。

(3) 施設、設備等を損傷し、又は汚損するおそれがあるとき。

(4) 暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例（平成21年石巻市条例第37号）第3条第1項の規定に該当するとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

(許可の取消し等)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可を取り消し、又は利用の停止を命ずることができる。

(1) 第3条第1項の許可を受けた者（同条第3項の規定により当該許可を受けたとみなされる共有者を含む。以下「利用者」という。）が偽りその他不正な行為により利用の許可を受けたとき。

- (2) 利用者が許可を受けた利用の目的又は許可の条件に違反したとき。
- (3) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (4) 天災地変その他の避けることのできない理由により必要があるとき。
- (5) 公益上の理由により必要があるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、マリーナの管理上特に必要があるとき。

(使用料)

第6条 利用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 駐車場、作業棟及び管理棟（シャワー室を除く。）の利用は、無料とする。

(使用料の減免及び還付)

第7条 市長は、公益上必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

2 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(入場の制限)

第8条 市長は、マリーナへ入場しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入場を拒否し、又は退場を命ずることができる。

- (1) マリーナ内の秩序を乱し、又は乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設、設備等を損傷し、又は汚損するおそれがあるとき。
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 他人の迷惑となるおそれがある物品又は動物の類を携帯しているとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、マリーナの管理上支障があるとき。

(出帰港の届出)

第9条 艇を操縦する者は、出港しようとするとき、又は帰港したときは、市長に届け出なければならない。

(出帰港の制限)

第10条 市長は、海上における危険防止のため必要があると認めるときは、出帰港を制限することができる。

(行為の禁止)

第11条 マリーナにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 遊泳又は水産動植物の採取
- (2) 所定の場所以外の場所での火気の使用
- (3) 所定の場所以外の場所への廃棄物等の投棄又は放置
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長がマリーナの管理上特に支障があると認める行為

(目的外利用等の禁止)

第12条 利用者は、施設を許可を受けた目的以外に利用し、その全部若しくは一部を転貸し、又はその権利を他に譲渡してはならない。

(原状回復の義務)

第13条 利用者は、施設、設備等の利用を終了したとき、又は第5条の規定により利用を停止され、若しくは利用の許可を取り消されたときは、直ちに施設、設備等を原状に復して返還しなければならない。

(損害賠償の義務)

第14条 施設、設備等を損傷し、汚損し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(立入り等)

第15条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、利用者から必要な報告を求め、利用の許可をした艇に立ち入り、又は必要な指示をすることができる。

(措置命令)

第16条 市長は、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反した者に対して、艇の搬出その他マリーナの管理に必要な措置をとるよう命ずることができる。

2 市長は、暴風雨、洪水、津波その他の災害による被害の発生が予想されるとき又はマリーナの管理上特に必要と認めるときは、利用者に対して、必要な措置をとるよう命ずることができる。

(指定管理者による管理)

第17条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、マリーナの管理を指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

2 前項の規定によりマリーナの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 利用の許可に関する業務
- (2) 施設、設備等の維持管理に関する業務
- (3) 施設、設備等の安全対策に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

3 前項の規定により指定管理者が業務を行う場合においては、第2条第3項中「市長は必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て」と、第3条から第5条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第6条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第1項中「別表に定める使用料」とあるのは「別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額」と、同項ただし書中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第7条（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第8条から第10条まで、第11条第4号及び第15条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、別表中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

4 利用料金は、指定管理者の収入とすることができる。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第19条 偽りその他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第5条の規定による利用停止の命令、第8条の規定による退場の命令又は第16条の規定による措置の命令に応じなかった者

(2) 第11条から第13条までの規定に違反した者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 指定管理者の指定の手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表（第6条関係）

1 陸置施設使用料

ア プレジャーボート、ヨット

艇の長さ	日額	月額	年額
10フィート以下	1,200円	11,000円	110,000円
11フィート	1,320円	12,100円	121,000円
12フィート	1,440円	13,200円	132,000円
13フィート	1,560円	14,300円	143,000円
14フィート	1,680円	15,400円	154,000円
15フィート	1,800円	16,500円	165,000円
16フィート	1,920円	17,600円	176,000円
17フィート	2,040円	18,700円	187,000円
18フィート	2,160円	19,800円	198,000円
19フィート	2,290円	20,900円	209,000円
20フィート	2,410円	22,000円	220,000円
21フィート	2,530円	23,100円	231,000円
22フィート	2,650円	24,200円	242,000円
23フィート	2,770円	25,300円	253,000円
24フィート	2,890円	26,400円	264,000円
25フィート	3,010円	27,500円	275,000円
26フィート	3,130円	28,600円	286,000円
27フィート	3,250円	29,700円	297,000円

28フィート	3,370円	30,800円	308,000円
29フィート	3,490円	31,900円	319,000円
30フィート	3,610円	33,000円	330,000円
31フィート	3,730円	34,100円	341,000円
32フィート	3,850円	35,200円	352,000円
33フィート	3,970円	36,300円	363,000円
34フィート	4,090円	37,400円	374,000円
35フィート	4,210円	38,500円	385,000円
36フィート	4,330円	39,600円	396,000円
37フィート	4,450円	40,700円	407,000円
38フィート	4,580円	41,800円	418,000円
39フィート	4,700円	42,900円	429,000円
40フィート	4,820円	44,000円	440,000円
41フィート	4,940円	45,100円	451,000円
42フィート	5,060円	46,200円	462,000円
43フィート	5,180円	47,300円	473,000円
44フィート	5,300円	48,400円	484,000円
45フィート	5,420円	49,500円	495,000円
46フィート	5,540円	50,600円	506,000円
47フィート	5,660円	51,700円	517,000円
48フィート	5,780円	52,800円	528,000円
49フィート	5,900円	53,900円	539,000円

イ 漁船登録をしている船舶

艇の長さ	日額	月額	年額
10フィート以下	600円	5,500円	55,000円
11フィート	660円	6,050円	60,500円
12フィート	720円	6,600円	66,000円
13フィート	780円	7,150円	71,500円
14フィート	840円	7,700円	77,000円
15フィート	900円	8,250円	82,500円
16フィート	960円	8,800円	88,000円
17フィート	1,020円	9,350円	93,500円
18フィート	1,080円	9,900円	99,000円
19フィート	1,140円	10,450円	104,500円
20フィート	1,200円	11,000円	110,000円
21フィート	1,260円	11,550円	115,500円

22フィート	1,320円	12,100円	121,000円
23フィート	1,380円	12,650円	126,500円
24フィート	1,440円	13,200円	132,000円
25フィート	1,500円	13,750円	137,500円
26フィート	1,560円	14,300円	143,000円
27フィート	1,620円	14,850円	148,500円
28フィート	1,680円	15,400円	154,000円
29フィート	1,740円	15,950円	159,500円
30フィート	1,800円	16,500円	165,000円
31フィート	1,860円	17,050円	170,500円
32フィート	1,920円	17,600円	176,000円
33フィート	1,980円	18,150円	181,500円
34フィート	2,040円	18,700円	187,000円
35フィート	2,100円	19,250円	192,500円
36フィート	2,160円	19,800円	198,000円
37フィート	2,220円	20,350円	203,500円
38フィート	2,290円	20,900円	209,000円
39フィート	2,340円	21,450円	214,500円
40フィート	2,410円	22,000円	220,000円
41フィート	2,470円	22,550円	225,500円
42フィート	2,530円	23,100円	231,000円
43フィート	2,590円	23,650円	236,500円
44フィート	2,650円	24,200円	242,000円
45フィート	2,710円	24,750円	247,500円
46フィート	2,770円	25,300円	253,000円
47フィート	2,830円	25,850円	258,500円
48フィート	2,890円	26,400円	264,000円
49フィート	2,950円	26,950円	269,500円

## 2 船台使用料

艇の長さ	日額	月額	年額
10フィート以下	240円	2,200円	22,000円
11フィート	270円	2,490円	24,970円
12フィート	300円	2,790円	27,940円
13フィート	330円	3,090円	30,910円
14フィート	370円	3,380円	33,880円
15フィート	400円	3,680円	36,850円

16フィート	430円	3,980円	39,820円
17フィート	460円	4,270円	42,790円
18フィート	500円	4,570円	45,760円
19フィート	530円	4,870円	48,730円
20フィート	560円	5,170円	51,700円
21フィート	590円	5,460円	54,670円
22フィート	630円	5,760円	57,640円
23フィート	660円	6,060円	60,610円
24フィート	690円	6,350円	63,580円
25フィート	720円	6,650円	66,550円
26フィート	760円	6,950円	69,520円
27フィート	790円	7,240円	72,490円
28フィート	820円	7,540円	75,460円
29フィート	850円	7,840円	78,430円
30フィート	890円	8,140円	81,400円
31フィート	920円	8,430円	84,370円
32フィート	950円	8,730円	87,340円
33フィート	980円	9,030円	90,310円
34フィート	1,020円	9,320円	93,280円
35フィート	1,050円	9,620円	96,250円
36フィート	1,080円	9,920円	99,220円
37フィート	1,110円	10,210円	102,190円
38フィート	1,150円	10,510円	105,160円
39フィート	1,180円	10,810円	108,130円
40フィート	1,210円	11,110円	111,100円
41フィート	1,240円	11,400円	114,070円
42フィート	1,280円	11,700円	117,040円
43フィート	1,310円	12,000円	120,010円
44フィート	1,340円	12,290円	122,980円
45フィート	1,370円	12,590円	125,950円
46フィート	1,410円	12,890円	128,920円
47フィート	1,440円	13,180円	131,890円
48フィート	1,470円	13,480円	134,860円
49フィート	1,510円	13,780円	137,830円

### 3 係留施設（水面）使用料

艇の長さ	日額
------	----

22フィート未満	4,400円
22フィート以上	8,800円

#### 4 上下架施設（クレーン）使用料

区分	上下架 1往復	年額
プレジャーボート、ヨット	3,850円	49,500円
漁船登録をしている船舶	1,650円	

#### 5 電気、水道等使用料

区分	金額
電気料（充電1回30分につき）	330円
水道料（1回30分につき）	220円
シャワー室利用料（1回30分につき）	220円

#### 備考

- 艇の長さとは、装備品を含めた艇の最先端から最後尾までとする。ただし、1フィート未満の端数については切り上げるものとする。
- 陸置施設、船台及び上下架施設（クレーン）を利用できる船舶は、艇の長さが49フィートまでのものとする。